

廃止基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について（平成10年7月16日，環水企301・衛環63）

| 内 容 | |
|-----|--|
| 1 | 構造基準への適合 最終処分場が囲い，立て札，調整池，浸出水処理設備を除き，構造基準に適合していないと認められないこと。 |
| 2 | 悪臭の発散防止に関する措置 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。 |
| 3 | 火災の発生防止に関する措置 火災発生を防止するために必要な措置が講じられていること。 |
| 4 | 衛生害虫等の発生防止に関する措置 ねずみが生息し，及び蚊，はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。 |
| 5 | 地下水等の水質 地下水等の水質検査の結果，次のいずれにも該当していないこと。ただし，水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においてはこの限りでない。 イ 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ 検査結果の傾向に照らし，基準に適合しなくなるおそれがあること |
| 6 | 保有水等の水質 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果，排水基準等に適合していると認められること。 イ 排水基準等：6月に1回以上 ロ SS, pH, BOD, COD, 窒素含有量：3月に1回以上 |
| 7 | ガスの発生 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガス発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。 |
| 8 | 埋立地の内部の温度 埋立地の内部が周辺の地中温度に対して異常な高温になっていないこと（埋立地内部と周辺の地中温度差が20℃未満）。 |
| 9 | 覆い おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。 |
| 10 | 生活環境の保全上の支障 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。（基準省令第1条第2項第10号の規定による水質検査のために設置した観測井等以外で採取された地下水の水質の埋立地からの浸出液による悪化や，埋立地から発生したガスや放流水による周辺の作物の立枯れ等） |